

Title	所得・資産を用いた生活保護基準未満世帯の推移
Sub Title	Trends in income and asset poverty, 1994–2009 : estimations based on the minimum living standard in Japan
Author	渡辺, 久里子(Watanabe, Kuriko) 四方, 理人(Shikata, Masato)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2019
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.111, No.4 (2019. 1) ,p.463(91)- 485(113)
JaLC DOI	10.14991/001.20190101-0091
Abstract	<p>本稿では、総務省『全国消費実態調査』の個票データから、所得と資産が生活保護基準未満である世帯について分析を行った。その結果、1994年から2009年にかけて、所得から測った基準未満率は大きく上昇し、相対的貧困率を上回るようになっていたことが分かった。一方、実際の生活保護の運用により近いと考えられる資産を考慮した基準未満率の変動は小さく、低い水準にとどまっている。このことから所得が最低生活費以下であっても、手持ち金や車の保有によって生活保護の対象とならない世帯が、過去15年間で増加していることが示唆された。</p> <p>In this paper, we examine households that have income and assets below the minimum living standard (MLS), using micro-data of the National Survey of Family Income and Expenditure. We find that the ratio of households with income below the MLS increased rapidly from 1994 to 2009, and its level exceeded the relative poverty rate after 2004. However, the ratio of households with both income and assets below the MLS was considerably low, yet nearly stable, during the same period. These results indicate that some low-income households with a small amount of savings and/or cars owned might not be eligible to receive social assistance benefits, even when household income was below the MLS. Moreover, the number of such households has increased over the last 15 years.</p>
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20190101-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

所得・資産を用いた生活保護基準未満世帯の推移

渡辺久里子* 四方理人**

（初稿受付 2016 年 3 月 8 日，査読を経て掲載決定 2018 年 8 月 9 日）

Trends in Income and Asset Poverty, 1994–2009:

Estimations Based on the Minimum Living Standard in Japan

Kuriko Watanabe* Masato Shikata**

Abstract: In this paper, we examine households that have income and assets below the minimum living standard (MLS), using micro-data of the *National Survey of Family Income and Expenditure*. We find that the ratio of households with income below the MLS increased rapidly from 1994 to 2009, and its level exceeded the relative poverty rate after 2004. However, the ratio of households with both income and assets below the MLS was considerably low, yet nearly stable, during the same period. These results indicate that some low-income households with a small amount of savings and/or cars owned might not be eligible to receive social assistance benefits, even when household income was below the MLS. Moreover, the number of such households has increased over the last 15 years.

Key words: poverty, minimum living standard, social assistance, household income, and assets

JEL Classifications: I32, D31, D63

本稿の分析結果は、総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を筆者らが独自集計したものである。そのため『全国消費実態調査』の本体集計との整合性があるとは限らない。また特に標本数の少ない集計区分では標本誤差に留意が必要である。

今回、調査票情報の利用を許可頂いた総務省統計局関係各位に心より感謝申し上げます。なお、本研究は JSPS 科研費 26380372 および 26512016 の助成を受けたものである。本稿の執筆に際しては、本誌の匿名レフェリーから貴重なコメントを頂いた。記して御礼申し上げます。本稿は筆者らの所属機関の見解を示すものではなく、また全ての誤りは筆者らに帰する。

- * 国立社会保障・人口問題研究所
National Institute of Population and Social Security Research
- ** 関西学院大学総合政策学部
School of Policy Studies, Kwansai Gakuin University

1. はじめに

本稿では、総務省『全国消費実態調査』（以下、「全消」とする）の個票データを用いて、所得と資産において生活保護基準未満である世帯の推移を検証する。近年、貧困率の推計は、等価可処分所得の中央値の一定割合という相対的貧困線を基準として測定されている。しかしながら、所得データによる相対的貧困率は、貧困の把握に2つの課題がある。1つ目は、平均的な世帯所得が低下する状況下では相対的貧困線も下落するため、貧困者の把握に限界があることである。2つ目は、世帯の困窮状況は所得のみに規定されるわけではなく、持ち家や貯金など世帯の保有資産も重要となる。

生活保護基準は、国民の「健康で文化的な最低限度の生活」である最低生活費を示すものであり、一般世帯の消費水準を参照して決められているが、相対的貧困線のように平均的な所得水準によるとは限らない。そのため生活保護基準と相対的貧困基準では、貧困率の近年の動向が異なって現れる可能性もある。

また生活保護の受給には、所得要件以外にも資産の状況も要件となっており、資産要件も含めた生活保護基準未満率は、所得のみで測った場合と異なる可能性がある。

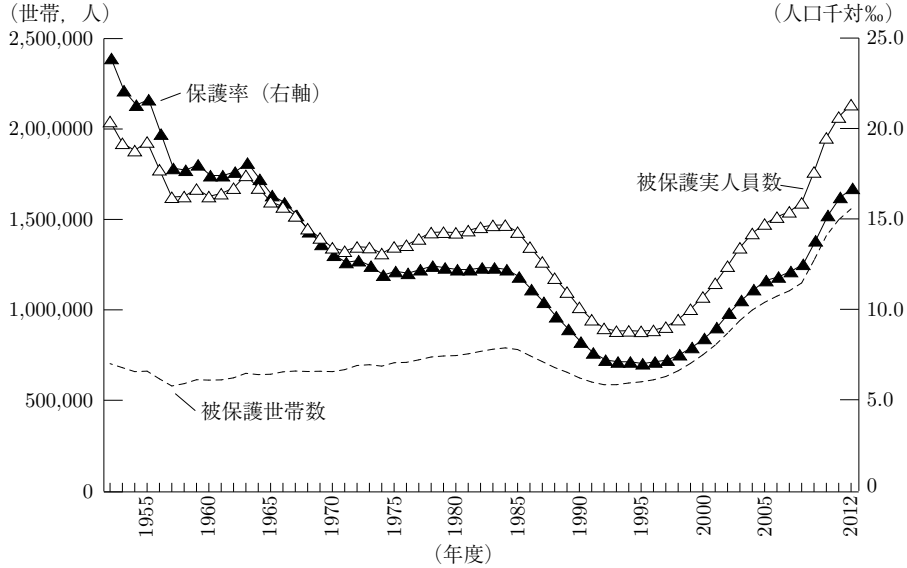
そこで本稿では、所得と資産という経済的資源の両面から、1994年から2009年において生活保護基準を用いた貧困がどのように変動していたか分析する。ただし、同期間において生活保護基準も改定されており、生活保護基準未満率の変化は、世帯の経済状況と改定の両方の影響を受けると考えられる。そのため本稿では、1994年度の生活保護基準に固定化させた場合の変化も測定する。

近年、貧困世帯は増加傾向にあり保護率も上昇しているなか（図1）、生活保護が本当に利用しやすい制度となっているかどうか問われている。そのなかでも特に資産要件について議論に上ることが多く、その影響について改めて検討する必要がある。生活保護基準を用いて貧困率を測定することで、政府が定める最低限度に満たない困窮世帯の状況を分析でき、近年における保護率上昇の背景にある貧困率の悪化を明らかにすることができる。

その一方で、生活保護基準未満の世帯は、生活保護を受けられる可能性があるため、保護率が高まることで基準未満率が下がることも考えられる。そこで、保護率を参照しつつ、基準未満率の推移を検証することで、保護率と基準未満率の関係についての考察も試みる。

次節では、生活保護基準から測定された貧困率に関する先行研究を概観する。第3節では本稿で用いるデータや生活保護基準など推計手法について述べる。第4節で推計結果について詳述し、第5節で本稿のまとめとする。

図1 生活保護世帯数・人員数及び保護率の推移



出所：国立社会保障・人口問題研究所「生活保護」に関する公的統計データ一覧より作成。

2. 先行研究

日本においては、生活保護基準を貧困線とした貧困研究も蓄積がされてきた（表1）。ただし先行研究では、生活保護基準に含める扶助項目が一樣ではなく、かつ地域別の保護基準の適用方法にもばらつきがあることから、推計された結果の厳密な比較はできないことを予め指摘しておく。

星野（1995, 1996）は、1989年の総務省『全国消費実態調査』の個票データの収入と支出から、1級地1の保護基準を用いて、世帯類型別に保護基準以下の世帯を推計している。その結果、貧困率は3.7%、捕捉率は24.0%としている。

小川（2000）は、1995年の厚生省『国民生活基礎調査』の個票データから、保護基準を貧困線として、貧困率、貧困ギャップを推計している。級地区分を当てはめる際は、都道府県と市町村人口を用いた間接的な方法で推定を行っており、推計の結果、貧困率は日本全体で14.3%であった。また、厚生省『国民生活基礎調査』から推計した全貧困世帯の貧困ギャップと、厚生省『被保護者全国一斉調査』から推計した被保護世帯の貧困ギャップを時系列で比較しており、前者は低下傾向であったのに対し、後者は上昇しており、被保護世帯の困窮度は深刻化していると結論付けている。

橋木・浦川（2006）では、1995年、1998年、2001年の厚生労働省『所得再分配調査』の個票データから、3級地1の保護基準を用いて貧困率の推計を行っている。その結果、全世帯でみても1995年において7.5%であった貧困率は、2001年には10.8%と3%ポイント以上の上昇が確認されている。

表 1a 生活保護基準を用いた貧困（低所得世帯）率の推計結果

年	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1984	1985	1989	1992	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2004	2007
資産を多感した場合													0.4	0.4	1.0						0.2					
駒村(2003)																										
厚労省(2010)																										0.7
厚労省(2010)																										4.8
菅原(1985)	6.4	6.0	4.8	6.8	6.7	6.1	6.2	6.6	6.2	6.0	7.1															
金持(1994)													8.3													
星野(1996)														4.2												
杉村(1997)															17.6											
小川(2000)																14.3										
駒村(2003)																										
岩田(2004)														3.0		8.4					7.7					
濱本(2005)																	8.9	10.5	12.2	14.3	14.5	16.5	15.0			
橋木・浦川(2006)																	9.6	7.5	8.1	8.4	11.1	14.1	14.4	15.3	14.7	
後藤(2008)																		7.5		9.1				10.8		
厚労省(2010)																			10.4					15.1	15.0	
厚労省(2010)																										6.7
厚労省(2010)																										12.4
戸室(2013)															9.2					10.1				14.6	14.4	

表 1b 生活保護基準を用いた貧困（低所得世帯）率の定義

	最低生活費の定義	地域別の基準	資産の定義	データ
曾原 (1985)	世帯人数別の一世代平均所得	記載なし	-	『国民生活実態調査報告』 集計
金持 (1994)	生活扶助+教育扶助+住宅扶助(一般)+勤労控除の合計額に税・社会保険料の支出として15%を加算	1 級地	-	『国民生活基礎調査』 集計
星野 (1996)	生活扶助	1 級地 1	-	『全国消費実態調査』 個票
杉村 (1997)	生活扶助+教育扶助+住宅扶助(一般)+勤労控除の合計額に税・社会保険料の支出として15%を加算	1 級地	-	『国民生活基礎調査』 集計
小川 (2000)	生活扶助+教育扶助+住宅扶助+医療扶助	国勢調査の市町村人口から級地を推計	-	『国民生活基礎調査』 個票
山田 (2000)	生活扶助+住宅扶助(葬祭扶助)	記載なし	①(純)貯蓄額がゼロ(以下), ②純貯蓄額が最低生活費の半月分	『国民生活基礎調査』 個票
駒村 (2003)	生活扶助	記載なし	最低生活費の半月分	『全国消費実態調査』 個票
岩田 (2004)	生活保護基準額の1.2倍	記載なし	-	『消費生活に関するパネル調査』個票
濱本 (2005)	生活扶助+教育扶助+住宅扶助(特別基準)+勤労控除+その他教育関連費用	記載なし	-	『消費生活に関するパネル調査』個票
橋木・浦川 (2006)	生活扶助+住宅扶助(一般)	3 級地 1	-	『所得再分配調査』 個票
後藤 (2008)	『被保護者全国一斉調査』の最低生活費から世帯人員別に作成	全国平均値	-	『就業構造基本調査』(※ 個票・集計の別不明)
厚労省 (2010)	生活扶助+教育扶助+高等学校就学援助費+住宅扶助(特別)	6 級地別	最低生活費の1か月分+住宅ローンなし	『全国消費実態調査』 個票
厚労省 (2010)	生活扶助+教育扶助+高等学校就学援助費	6 級地別	最低生活費の1か月分	『国民生活基礎調査』 個票
山田他 (2011)	生活扶助+教育扶助+住宅扶助(一般)+勤労控除	1 級地 1 基準および 3 級地 2 基準それぞれで推計	最低生活費の半月分の場合, 車を保有しているか等	『全国消費実態調査』 個票
戸室 (2013)	『被保護者全国一斉調査』の最低生活費から世帯人員別に作成	1992 年は都道府県別, 1997 年は 3 級地別, 2002 年と 2007 年は 6 級地別	-	『就業構造基本調査』 オーダーメイド集計

注：山田（2000）および山田他（2011）では、推計結果がグラフで示されており、具体的な推計値が不明なため、表 1a には記載していない。

出所：筆者ら作成。

戸室（2013）では、1992年、1997年、2002年、2007年の総務省『就業構造基本調査』のオーダーマイド集計から、都道府県別の貧困率の推計を行っている。貧困基準は「保護の決定状況額」を用いて世帯人員別都道府県別に最低生活費を算出している。推計の結果、1992年時点で日本の貧困率は9.2%であったが、2007年には14.4%まで上昇していると指摘した。⁽¹⁾

これらの研究では、世帯所得から生活保護基準未満である世帯の分析を行っているが、資産は考慮されていないため、限定的にしか世帯の困窮状況を捉えられていない。一方で、山田（2000）、駒村（2003）、山田他（2011）では、生活保護の資産要件を加味した低所得世帯の分析を行っている。

山田（2000）では、1996年の厚生省『国民生活基礎調査』の個票データを用いて、所得・消費と資産の組み合わせから、生活保護基準未満世帯の割合を推計している。その結果、資産を考慮することによって生活保護基準未満世帯の割合は変動すること、高齢単独女性を含む65歳以上世帯主世帯やひとり親世帯の基準未満率が高いことを示している。

駒村（2003）は、1984年から1999年の4時点分の総務省『全国消費実態調査』の個票データを用いて、手持ち金を資産要件として低所得世帯の推計を行っている。⁽²⁾その結果、所得基準のみの貧困率は、1984年からの15年間で8.7%から7.7%へ減少し、資産を考慮すると0.4%から0.2%へと微減している。

山田他（2011）は、2004年の総務省『全国消費実態調査』の個票データから、資産要件を緩めると要保護世帯率がどの程度変動するのかの分析を行っている。その結果、所得基準のみの場合要保護世帯率は10%程度であるが、乗用車の保有を考慮すると4%程度まで落ち込み、貯蓄半月分のみの世帯は3%弱としている。また、貯蓄額や乗用車保有をどこまで認めるかにより、要保護率の地域差の大部分が説明可能であるとしている。さらに、「乗用車が日々の生活必需財的な性格を持つ地域もあり、一律の保有制限は、かえって、自立の妨げになる可能性もある」と主張しており、手持ち金だけでなく車の保有要件についても柔軟な対応が肝要であると述べている。

以上がこれまでの先行研究であるが、生活保護の受給については資産の保有要件が重要となるにもかかわらず、低所得と資産保有を考慮した分析は、山田（2000）、駒村（2003）、山田他（2011）の3つであった。しかしながら、1990年代後半以降において保護率が上昇するなかで、低所得世帯の動向は資産の保有との関係で考察されていない。また、いずれの研究も級地ごとに生活保護基準の設定が行われていないという問題もある。

-
- (1) ただし、オーダーマイド集計による分析であること、貧困基準は生活保護基準から算出されているわけではないことなどから、最低生活費以下の世帯割合を示す結果として大きな限界があると言える。
 - (2) 資産要件は、低所得者のうち最低生活費の0.5か月分未満の金融資産しか保有しない世帯。

3. 推計手法——データおよび貧困基準の設定

3-1 利用するデータ

本稿では、1994年、1999年、2004年、2009年の「全消」の個票データを用いる。「全消」は、世帯の収支、資産、耐久消費財等について総合的に行われている5年ごとの調査であり、サンプルはおよそ6万世帯（うち単身世帯は、およそ5,000世帯）である。世帯所得と車の保有等を含めた資産が分かる大規模公的データは「全消」のみである。ただし、大沢（2014）や四方（2015）で指摘されているように、「全消」は低所得世帯が十分に捕捉されていない可能性があり、所得に基づく貧困の把握には一定の限界があると考えられる。しかしながら、世帯の生活困窮の状況を明らかにするためには、所得だけでなく資産も考慮する必要がある。本稿において「全消」を用いて分析を行うことは、適当であると思料する。

本稿では、「全消」のうち「世帯票」、「年収・貯蓄等調査票」、「家計簿票」を統合したデータを用いる。なお、本分析においては「年収・貯蓄等調査票」のサンプルにそろえるように他の調査票のデータの統合を行った。ウェイト（集計用乗率）は総務省が作成しているが、調査年ごとに作成方法が異なる⁽³⁾。例えば「年収・貯蓄等調査票」については、1999年から2009年は総務省『労働力調査』に基づいて世帯分布が補正されているが、それぞれの調査年で設計方法が異なっている。また、1994年は補正されていないため、特に単身世帯内の男女比、年齢比は総務省『平成7年国勢調査』と大きく乖離している⁽⁴⁾。

そこで、本稿では2009年の作成方法に倣って、全ての調査年のウェイト（集計用乗率）を再設計した。具体的には、単身世帯については男女別、年齢階級別（35歳未満、35～59歳、60歳以上の3区分）、地方別（6区分）とし、2人以上世帯については地方別（9区分）、世帯員数別（4区分）がそれぞれ各年の『労働力調査』の世帯分布と一致するよう補正した。

世帯の可処分所得は、「年収・貯蓄等調査票」の世帯年収から、税・社会保険料を推計し、当該推計額を年収から控除して算出した⁽⁵⁾。世帯年収は、各世帯員の「勤め先からの収入」、「農林漁業収入」、「農林漁業以外の事業収入」、「内職などの収入」、「家賃・地代収入」、「公的年金・恩給」、「企業年金・個人年金受取金」、「利子・配当金」、「親族などからの仕送り金」、「その他の年間収入」の合計額である。税金は、直接税のうち所得税と住民税を推計した。社会保険料は、年金保険料、健康保険料、

(3) ウェイト（集計用乗率）の作成方法は、各年「全消」の附表を参考のこと。

(4) 例えば、ウェイトの補正を行わない場合、1994年の「全消」の男性単独世帯が総世帯に占める割合は著しく低く、1995年の『国勢調査』や1994年の『就業構造基本調査』での男性単独世帯の半数程度の割合となってしまう。

(5) 税・社会保険料の推計方法については、田中他（2013）を参照されたい。

介護保険料，雇用保険料を個別に推計した。

なお本稿の分析では，年間収入が不詳の世帯，18歳未満の単身世帯，単身赴任・出稼ぎの単身世帯，「家計を主に支える人」が単身赴任等の理由により不在となる世帯は，ウェイト作成後にサンプルから除外した。

3-2 貧困線の設定

生活保護基準は，次の通りに作成した。含まれる項目の一覧は表2にある。最低生活費を構成する8つの扶助のうち，生活扶助，住宅扶助（特別基準），教育扶助，生業扶助の4つの扶助を積み上げている。必要のあるときに給付される，医療扶助，介護扶助，出産扶助，葬祭扶助は考慮していない。

生活扶助には，第1類，第2類（冬季加算を含む），期末一時扶助，老齢加算，母子加算，児童養育加算，ひとり親就労促進費が含まれている⁽⁶⁾。教育扶助には，基準額および学習支援費が含まれる⁽⁷⁾。住宅扶助は，要否判定および保護の程度の決定時に用いられる特別基準を適用しており，借家世帯のうち，家賃が特別基準を下回る世帯は家賃実額を，上回る世帯は特別基準額とした。生業扶助は，高等学校等就学費のみの計上である⁽⁸⁾。

以上4つの扶助の他に，勤労控除も最低生活費に含めており，基礎控除，特別控除，未成年者控除を対象とした⁽⁹⁾。勤労控除は，勤労に伴う必要経費を補填する性格がある一方で，勤労意欲の増進・自立助長の目的もあることから，全額が必要経費相当ではない⁽¹⁰⁾。しかし本稿では，要否判定で保護の適用となるかどうかを推計するのではなく，世帯が最低生活以下の状況にあるかどうかを観察するため，勤労控除の全額を生活保護基準に含めた。

なお，1994年から2009年にかけて生活保護基準は改定されている。基準改定は，生活保護基準未満率の結果にも影響を与えることが考えられるため，本稿では1994年の生活保護基準に固定化させた場合の分析も行う。

(6) ただし，老齢加算は2006年に廃止となったため，2009年の生活保護基準には含まれていない。母子加算は，2009年4月に一旦廃止となったが，同年12月に復活しているため，8か月分のみが計上されている。ひとり親就労促進費は，2009年のみの項目である。

介護保険料加算は，介護保険料が普通徴収されている第1号被保険者のみを対象としており，本推計では可処分所得を用いて全ての者が特別徴収されているとしているため，対象者はいない。

(7) 学習支援費は2009年のみの項目である。

(8) 高等学校等就学費は2009年のみの項目である。「全消」では技能習得中の者や就職が確定した者の識別ができないため，技能習得費と就職支度費は考慮していない。

(9) 新規に就労したかどうか「全消」では識別できないため，新規就労控除は考慮していない。

(10) 基礎控除のうち3割は「自立助長等行政運営上の配慮から特に設けられたもの」であり最低生活需要に対し，プラスアルファとして上乘せされたものであるため，要否判定時に用いられない（生活保護手帳別冊問答集編集委員会（2009））。

表2 生活保護基準の項目一覧

年	1994	1999	2004	2009
生活扶助				
第1類	○	○	○	○
第2類	○	○	○	○
冬季加算	○	○	○	○
期末一時扶助	○	○	○	○
老齢加算	○	○	○	-
母子加算	○	○	○	△
児童養育加算	○	○	○	○
ひとり親就労促進費（一時扶助）	-	-	-	△
教育扶助				
基準額	○	○	○	○
学習支援費	-	-	-	○
住宅扶助				
特別基準	○	○	○	○
医療扶助	×	×	×	×
介護扶助（実費）	-	-	×	×
出産扶助	×	×	×	×
生業扶助（高等学校等就学費）	-	-	-	○
葬祭扶助	×	×	×	×
勤労控除				
基礎控除	○	○	○	○
特別控除	○	○	○	○
未成年者控除	○	○	○	○
実費控除	×	×	×	×

注：表中の○は生活保護基準に計上した項目，×は計上しなかった項目を示す。△は当該年の途中に新設あるいは廃止されたため，12か月分は計上されていない項目を示す。-は項目自体がなかったことを示す。

出所：筆者ら作成。

資産状況の指標は，次の3つを用いた。第1に，住宅関係の要件である。生活保護では，現住居の住宅・土地の所有は認められているが⁽¹¹⁾，住宅ローンがある場合は保護の適用とならない。また，現住居以外の住宅・土地の所有は認められていない。そのため，住宅のローン支払いをしている世帯，現住居以外の住居・土地を保有している世帯を住宅関係の資産ありとみなした。

第2の資産要件は，手持ち金である。保護の程度を決定する際は，最低生活費の半月分の手持ちは収入認定から除外される。そこで，金融資産を最低生活費の半月分以上保有する世帯を手持ち金ありとみなす。なお，金融資産には，通貨性預貯金，定期性預貯金，生命保険，株・債券等が含まれている⁽¹²⁾。

(11) ただし，現住居を売却するなどして活用したほうがよいとされた場合は，この限りでないが，本稿では全ての現住居の持ち家所有を認めて推計を行う。

最後の資産要件は、車・バイクである。生活保護では、原則、車、バイク・原動機付自転車の保有が認められていないため、これらを保有している世帯は車・バイクの資産ありとした⁽¹³⁾。

本稿では、生活保護基準を貧困線とし、資産を考慮せず可処分所得が生活保護基準以下である場合を「所得基準のみ」の基準未満率と示す。また第1節で述べたように、生活保護基準の改定の影響も観察するため、1994年の生活保護基準に固定化させた場合と当該年の生活保護基準の2つを用いて基準未満率を測定する。

資産要件を含めた分析では、本稿で設定した3つの資産要件全てを満たす場合と、そのうち1つを満たす場合で比較を行う。資産要件ごとに基準未満率を測定することで、どの資産要件が最も厳しく影響しているのかが分かり、それが世帯属性や地域でどのように異なるか検証できる。これらの分析から、生活保護基準未満にある世帯について、所得状況の影響、基準改定の影響および資産状況の影響の3つから近年の生活保護率の変動を理解することができる。

なお、本稿で測定する貧困率は、生活保護基準を用いてはいるものの、就労能力の活用、本人の申請等、他の要件については考慮していない。そのため、本稿の結果は直接的に生活保護の漏給や濫給を示すものではない。

4. 分析結果

4-1 基準未満率の推移

表3aから所得基準のみの基準未満率をみると、1994年は6.0%であったが2009年には10.4%と15年間でおよそ4%ポイントも増加していることが分かる。表3bから生活保護基準を1994年に固定した場合(=94年基準)の基準未満率をみると、2009年の基準未満率は9.9%であり、当該年基準を用いた結果と0.5%ポイントしか変わらない。このことから、所得基準のみの基準未満率の上昇は、低所得層の増加による影響と言える。

ここで本稿と同じ「全消」を用いて測定された相対的貧困率と基準未満率を比較すると⁽¹⁴⁾、1994年では相対的基準の貧困率のほうが高かったが、1999年にはほぼ同じ水準になった(図2)。そして2004

(12) 要否判定時は、学資保険や生命保険など危機対策を目的とする保険は一定額保有が認められ解約を要しないが、養老保険等の貯蓄的性格が強い保険は保有が認められていない(生活保護手帳別冊問答集編集委員会(2009))。しかし、「全消」では保険の種類の区分ができないため、金融資産総額には全ての民間保険を含めた。

(13) 自営業者、障害者、交通手段が車に限られている世帯は、車の保有が認められる場合もあるが、本稿では全ての世帯において車を資産として取り扱った。また総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車は場合によっては、保有を認められているが、「全消」では125cc以下であるかどうかの識別ができないため、全てのオートバイ・原動機付自転車は資産とみなした。

(14) 相対的貧困率は、駒村他(2017)を引用した。

表 3a 資産考慮による基準未満率の変動—当該年度の生活保護基準による測定—

年	単位 (%)					保護率
	所得基準のみ	所得基準 + 住宅の資産要件	所得基準 + 車の資産要件	所得基準 + 手持ち金の資産要件	所得基準 + 3つの資産要件	
1994	6.00	4.57	2.08	0.85	0.35	0.71
1999	7.22	5.60	2.19	0.60	0.21	0.82
2004	9.11	7.27	2.36	0.95	0.32	1.15
2009	10.40	8.37	2.74	1.32	0.36	1.49

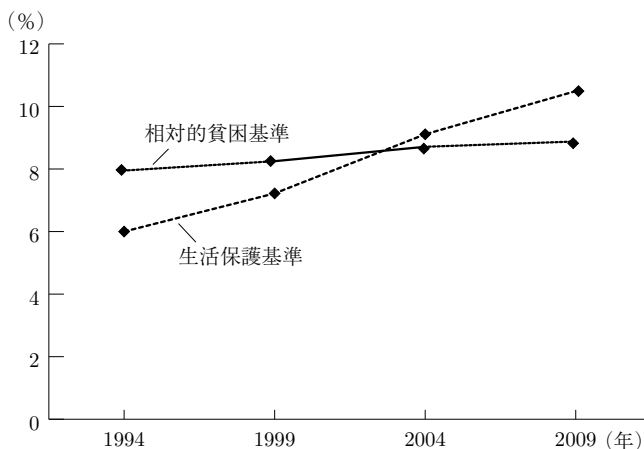
表 3b 資産考慮による基準未満率の変動—1994 年度の生活保護基準による測定—

年	単位 (%)					保護率
	所得基準のみ	所得基準 + 住宅の資産要件	所得基準 + 車の資産要件	所得基準 + 手持ち金の資産要件	所得基準 + 3つの資産要件	
1994	6.00	4.57	2.08	0.85	0.35	0.71
1999	6.24	4.85	1.98	0.52	0.19	0.82
2004	8.07	6.58	2.20	0.89	0.30	1.15
2009	9.89	8.02	2.72	1.19	0.32	1.49

注：保護率は 1995 年，2000 年，2005 年，2010 年のデータである。

出所：基準未満率は，総務省「全国消費実態調査」個票より筆者ら作成。保護率は，厚生労働省「福祉行政報告例」および総務省「国勢調査」より作成。

図 2 所得貧困の比較—相対的貧困基準と生活保護基準



出所：相対的貧困基準の貧困率は駒村他（2017），生活保護基準の貧困率は筆者ら推計。

年には逆転し，2009 年においては基準未満率のほうが 1.5%ポイント近く高くなっている。1994 年から 2009 年にかけて平均的な世帯所得が低下したことに引きずられ相対的貧困線も下落していた一方で，生活保護基準の改定による基準未満率への影響はわずかであったことによって，相対的貧困率と基準未満率が逆転したと考えられる。

次に所得基準に資産要件を考慮した基準未満率の結果をみると，手持ち金の資産要件は他の資産

要件と比べて、最も大きく基準未満率を低下させる。これは、手持ち金の資産要件が最低生活費の半月分であるためであり、その制約の大きさがうかがえる。

そして、それぞれの資産要件を考慮した基準未満率は、過去 15 年間で上昇している。住宅の資産要件の場合は 1994 年の 4.6% から 2009 年には 8.4% へ、車の資産要件の場合は 2.1% から 2.7% へ、手持ち金の場合は、0.9% から 1.3% へと上昇している。しかしながら、3 つの資産要件を全て考慮した場合では、同期間でほとんど変動はなく、0.3% 前後であった。手持ち金の資産要件がかなり厳しいことに加え、他 2 つの資産要件を考慮すると、所得と資産が最低限度未満とみなされる世帯はほとんど残らない。そのため、3 つの資産要件を考慮した場合の基準未満率と所得基準のみの基準未満率の差は、1994 年時点では 5.6% ポイントほどであったが、2009 年時点では 10% ポイントに広がっている。

同期間において、保護率が 0.7% から 1.5% に上昇しているが、これは所得基準のみからみた基準未満率の上昇幅 (6.0% から 10.5%) より小さい。言い換えれば、過去 15 年間で生活保護基準以下の低所得世帯は相当に増えていたにもかかわらず、被保護世帯の伸びは小さい。これは、わずかな手持ち金や車を保有していることによって、生活保護の対象とならない世帯が増えていたことを意味する。ただし、資産要件を加えた基準未満率は上昇していないにもかかわらず、保護率が上昇している点については、これまでより生活保護を受給しやすくなった可能性も考えられる。

4-2 世帯属性別・地域別

前項では、日本全体の基準未満率の推移について検証したが、本項では世帯属性別 (世帯類型⁽¹⁵⁾別・世帯人数別) および地域別に基準未満率を示す。属性別に分析することによって、どのような世帯が基準未満に陥りやすいか検証することができる。⁽¹⁶⁾

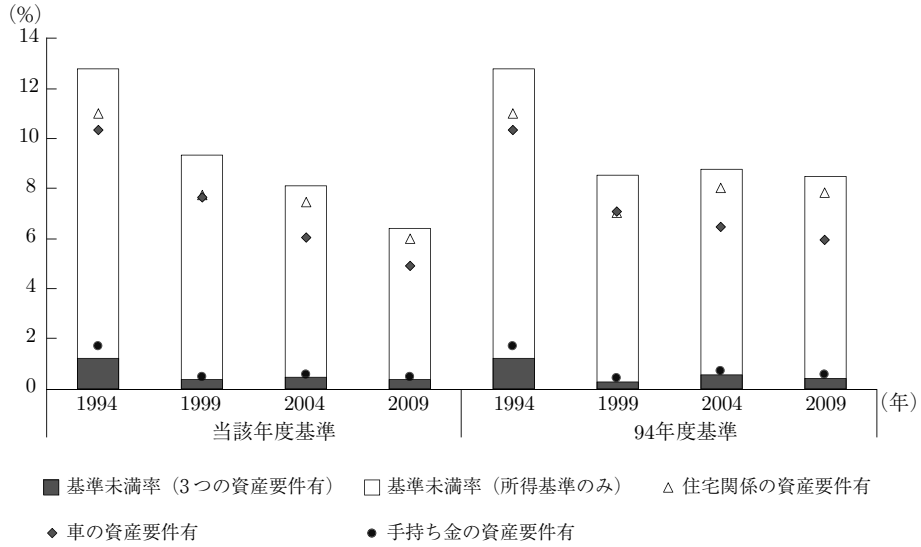
図 3 と図 4 は、高齢者世帯と母子世帯の基準未満率である。1994 年から 2009 年にかけて老齢加算の廃止や母子加算の縮減があり、これらの世帯においては生活保護基準の変更が大きかったと考えられる。そのため、世帯類型別の分析では高齢者世帯と母子世帯の 2 つを取り上げる。

図 3 から 94 年度基準と当該年度基準の高齢者世帯の基準未満率をみたい。所得基準のみの基準

(15) 世帯類型は生活保護の区分に準じている。「全消」では障害者・傷病者世帯の区別がつかないため、高齢者世帯、母子世帯の 2 区分とした。具体的な定義は次の通りである。高齢者世帯は「男女とも 65 歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに 18 歳未満の者が加わった世帯」である。母子世帯は、「現に配偶者がいない (死別、離別、生死不明及び未婚等による。) 65 歳未満の女子と 18 歳未満のその子 (養子を含む。) のみで構成されている世帯」である (厚生労働省社会・援護局保護課 (2015))。その他世帯は、高齢者世帯、母子世帯のどちらにも該当しない世帯である。なお、高齢者世帯と母子世帯の定義は 2005 年度に変更となっているが、時系列で定義を統一するため、本稿では全ての年次において新しい定義を用いている。

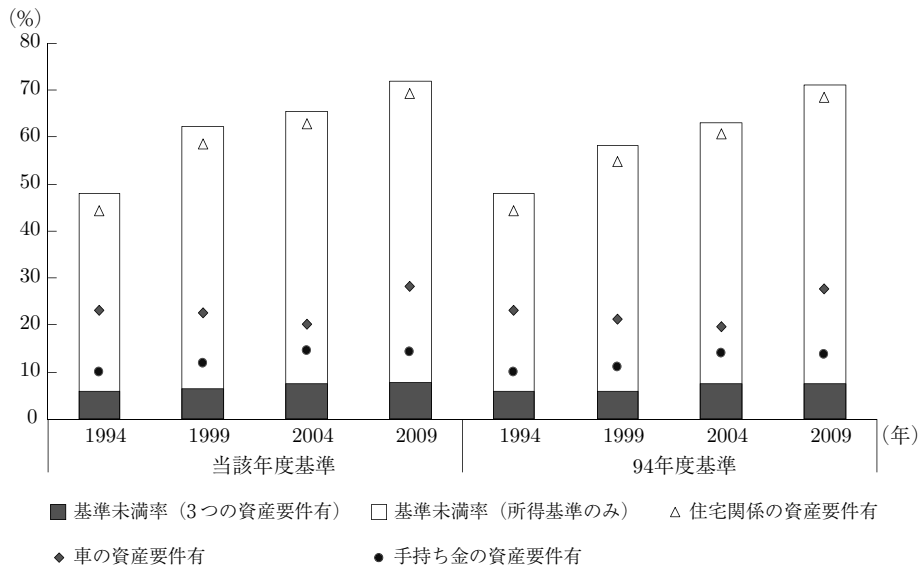
(16) なお、世帯属性別および地域別のサンプルサイズ、世帯可処分所得、平均世帯人員については付表を参考のこと。

図3 高齢者世帯の基準未満率の変動



出所：総務省「全国消費実態調査」個票データより筆者ら作成。

図4 母子世帯の基準未満率の変動



出所：図3に同じ。

未満率を当該年度基準で見ると、1994年では12.8%であったが、2009年には6.4%と6%ポイントほどの低下がみられた。この低下に何が影響していたか、94年度基準との比較により説明したい。94年度基準で見ると1994年から1999年にかけて所得基準のみの基準未満率は大きく低下しており、また当該年度基準でみた基準未満率とも大きな差はない。そのため、1994年から1999年にか

けての低下は、公的年金の充実などにより、高齢者世帯の可処分所得が増えたことが影響したと考えられる。しかし、2004年以降は94年度基準の基準未満率は1999年から横ばいであるのに対し、当該年度基準は低下している。このことから2004年からは、老齢加算の廃止に伴う生活保護基準の引き下げによって基準未満率が低下したと考えられる。

高齢者世帯の基準未満率について資産要件を加味した場合をみると、住宅関係および車の資産要件は、高齢者世帯の基準未満率に大きな違いをもたらさないことが分かる。しかしながら、手持ち金の資産要件を考慮すると基準未満率は大幅に下がり、3つ全ての資産要件の基準未満率とおおよそ同水準となっている。高齢者世帯は、持ち家であってもローンを完済している世帯が多いことや、車の保有率が全体に比して高くないことから、住宅関係や車の資産要件によって、基準未満となる可能性は低い。一方で、手持ち金の資産要件に関しては、高齢者世帯がほかの世帯と比較して金融資産保有額が多いこと、手持ち金の保有上限が相当に低いことを反映して、低所得であっても最低限度以上の資産を保有しているとみなされてしまう世帯が多いことが分かる。

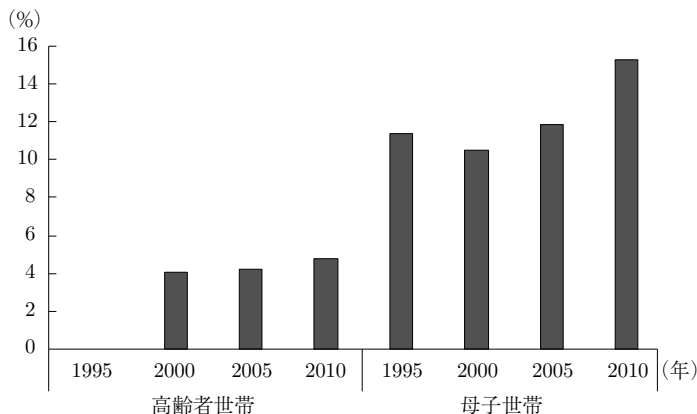
次に、図4から母子世帯における基準未満率と資産要件の関係を観察する。母子世帯における所得基準のみの基準未満率を当該年度基準からみると、1994年時点で47.9%と著しく高く、その後も急増し2009年時点では71.9%となっている。換言すれば、母子世帯の7割超は国が定める最低生活費以下の所得しかない状況であり、改めて母子世帯の所得の貧困状況が深刻であることが指摘できる。また、94年度基準でも基準未満率は大きく上昇している。1994年から2009年にかけて母子加算は縮減されていたが、その代わりにひとり親就労促進加算が入ったこと、教育扶助に学習支援が入ったことによって、基準改定の影響が相殺されていたものと考えられる。

所得基準に資産要件を考慮すると、住宅の資産要件だけでは基準未満率は大きく変化しないが、車の資産要件を加味すると基準未満率は所得基準のみの半分程度となる。手持ち金の資産要件のみを考慮した基準未満率をみても、2009年時点で14.2%は経済的に生活保護基準未満の世帯である。3つ全ての資産要件を加えても7.8%が基準未満世帯であり、それは全体の10倍以上である。加えて、3つの資産要件を考慮した基準未満率は1994年から2009年までに3%ポイントほど上昇している。全体平均では同期間でほとんど横ばいであったことを考えれば、母子世帯の困窮程度は大きく悪化していると言える。

図3～5から世帯類型別基準未満率と保護率の推移を比較すると、高齢者世帯については1999年から2009年にかけて所得基準のみの基準未満率は低下し、3つの資産要件による基準未満率は横ばいであったにもかかわらず、保護率は若干上昇している。母子世帯においては、所得基準のみの場合、3つの資産要件がある場合の基準未満率がともに上昇していたが、実際の保護率も上昇している。

このことから、母子世帯の保護率上昇の背景には、所得貧困だけではなく資産まで考慮した生活保護基準未満の世帯割合が増加していることが指摘できる。ただし、注15に示した通り、2005年度

図5 世帯類型別保護率



注：高齢者世帯人員数は2000年および2005年は65歳以上の親族人員のみの世帯、2010年は65歳以上の一般世帯人員のみの世帯を用いている。1995年は、65歳以上人員のみで構成される世帯のデータがないため、保護率が作成できない。母子世帯人員数は、母子世帯（＝未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみからなる一般世帯）でありかつ末子年齢が18歳未満である世帯。

出所：世帯類型別被保護者人員数は厚生労働省『福祉行政報告例』各年度版。世帯類型別世帯人員数は総務省『国勢調査』各年版を用いて筆者ら作成。

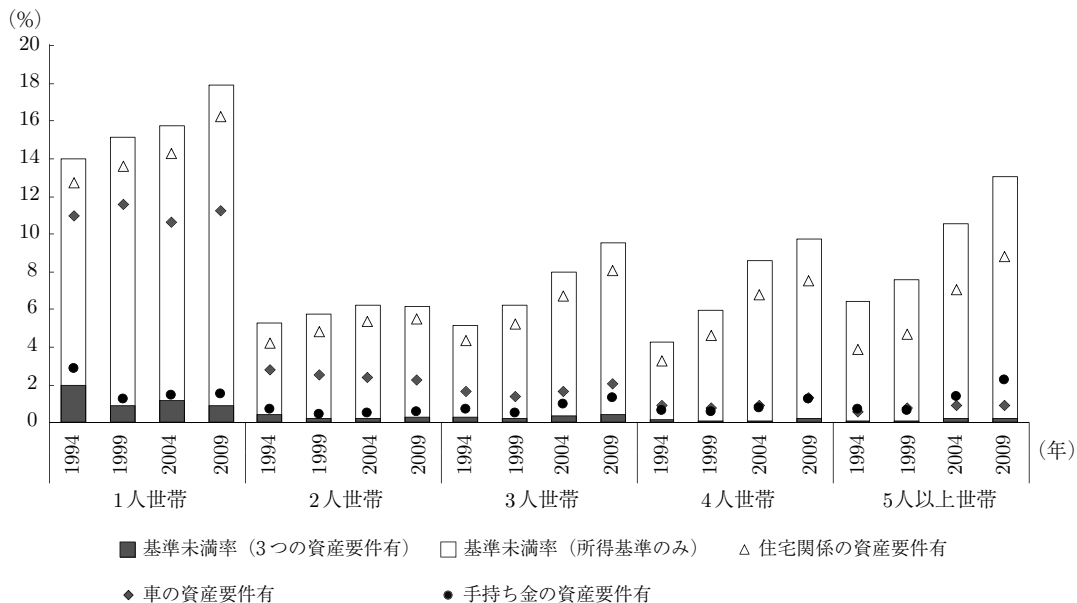
に母子世帯の定義が変わっており、母親の年齢が60歳未満から65歳未満に引き上げられたことに伴って、母子世帯の保護世帯数が増えていることに注意が必要である。一方、高齢者世帯では所得と資産要件以外の理由で生活保護率が上昇している可能性がある。実際に、高齢者世帯だけではなく3世代同居まで含む65歳以上人口における保護率は、この間に1.6%から2.7%に上昇している。生活保護の受給には、親族による扶養が「優先」されるが、家族・親族関係が変化し、私的扶養を受けられない高齢者が増えたことによって、生活保護を受ける高齢者が増加している可能性がある。

図6a（当該年度基準）と図6b（94年度基準）は、世帯人員別の基準未満率を示している。図6aをみると、1人世帯の所得基準のみの基準未満率が最も高く、1994年の14.0%から2009年には17.9%へとその増加幅も大きいことが分かる。また図6aと図6bの1人世帯を比較しても、基準未満率に大きな違いはないことから、基準未満率の上昇は基準改定の影響ではなく、所得分布のシフトによるものであることが分かる。

2人以上世帯についても同様のことが指摘できる。1994年から2009年にかけて基準未満率は上昇しており、かつ94年度基準と当該年度基準で推計した結果に大きな違いはない。ただし4人以上世帯については、2005年から生活保護基準が切り下げられていたが、基準未満率は下落するどころか⁽¹⁷⁾上昇していることが特徴的である。

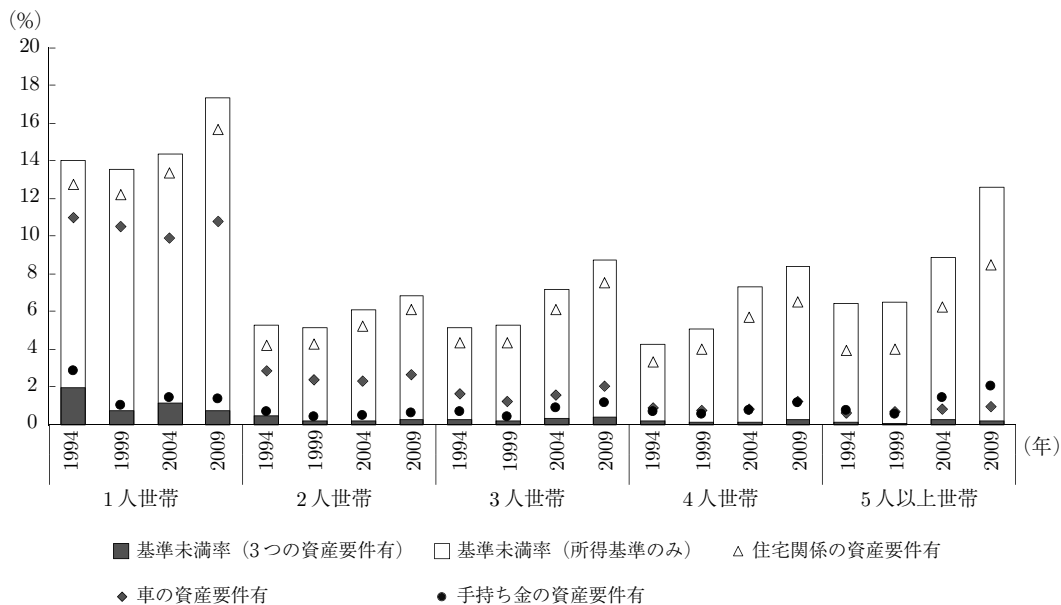
(17) 2005年に生活扶助の第1類について、世帯規模の経済性を調整するための改定がされている。具体的には、第1類合計額に4人世帯は0.98を、5人以上世帯は0.96を乗じることになった。また2008年には4人世帯のパラメータは0.95へ、5人以上世帯は0.90へと引き下げられた。

図 6a 世帯人員別基準未満率の変動（当該年度基準）



出所：図 3 に同じ。

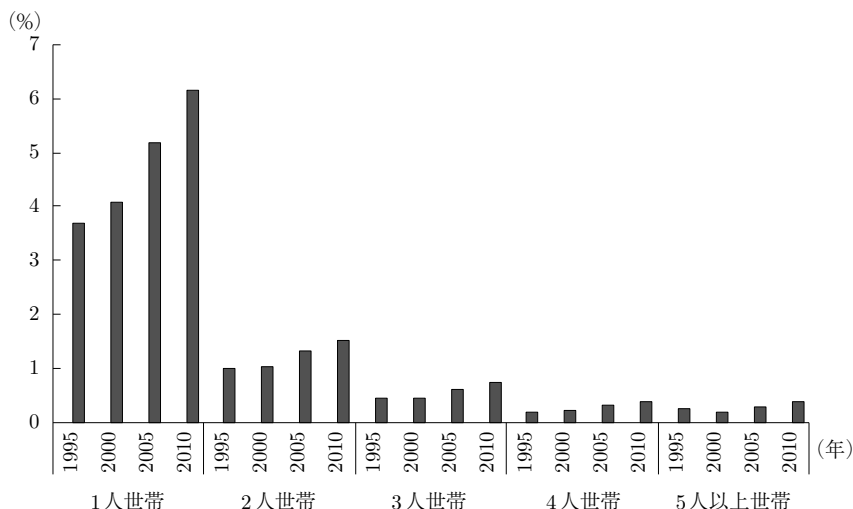
図 6b 世帯人員別基準未満率の変動（94 年度基準）



出所：図 3 に同じ。

続いて、資産要件による基準未満率の変化をみたい。まず、所得基準に住宅関係の資産要件のみを追加した場合、基準未満率に大きな変化はない。次に、車の資産要件と手持ち金の資産要件については、世帯人員が増えるにしたがって基準未満率に与える影響が異なっている。1人世帯において

図7 世帯人員別保護率



出所：世帯人員別被保護人員数は厚生労働省『福祉行政報告例』各年度版。世帯人員別世帯人員数は総務省『国勢調査』各年版を用いて筆者ら作成。

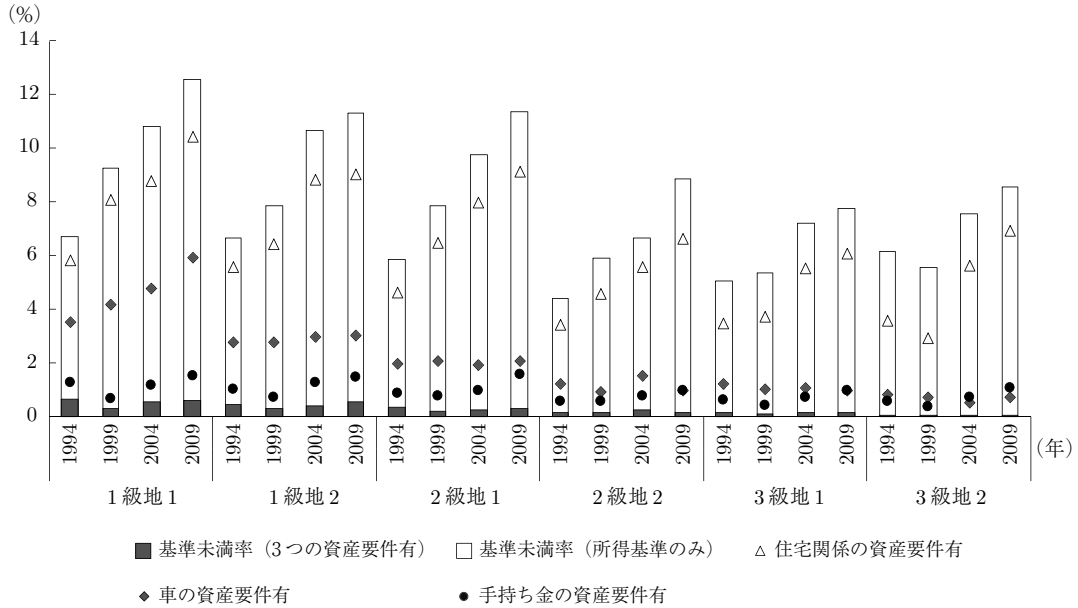
は、手持ち金の資産要件が基準未満率に与える影響が、車の資産要件の影響よりかなり大きく、全ての資産要件を考慮した場合と同程度の影響を与えることが分かる。しかしながら、世帯人員が増えるにしたがって2つの資産要件が基準未満率に与える影響の差は縮まり、4人以上世帯では車の資産要件と手持ち金の資産要件の変化は同程度となる。特に、2009年時点の5人以上世帯においては、車の資産要件のほうが手持ち金の資産要件よりも基準未満率の変化が大きくなっている。したがって、多人数世帯では、車の保有が保護に適用されないという厳しい要件になると考えられる。

図6aと図7から基準未満率と保護率を比較すると、単身世帯では所得基準のみの基準未満率は大幅に上昇するが、3つの資産を考慮すると逆に基準未満率は低下している。同時期に1人世帯の保護率は3%ポイントほど上昇しており、生活保護が受けやすくなったとみられることもあるが、単身世帯においてその生活保護率の上昇幅よりも所得のみの基準未満率が上昇しており、厳しい資産要件によって保護が適用されない世帯が増えていると言える。

最後に地域別の基準未満率を示す⁽¹⁸⁾。生活保護では全国を6つのカテゴリー(=級地)に区分しており、それぞれ生活保護基準が異なる。また山田他(2011)では、級地によって資産保有の状況が異なることが指摘されているため、級地別に基準未満率を検証する。図8a, bから級地別の基準未満率をみると、所得基準のみの場合ではどの級地でも1994年からの15年間で基準未満率は増加しており、特に1級地1の増加幅が大きいことが分かる。3つの資産要件を考慮した場合でも1級地

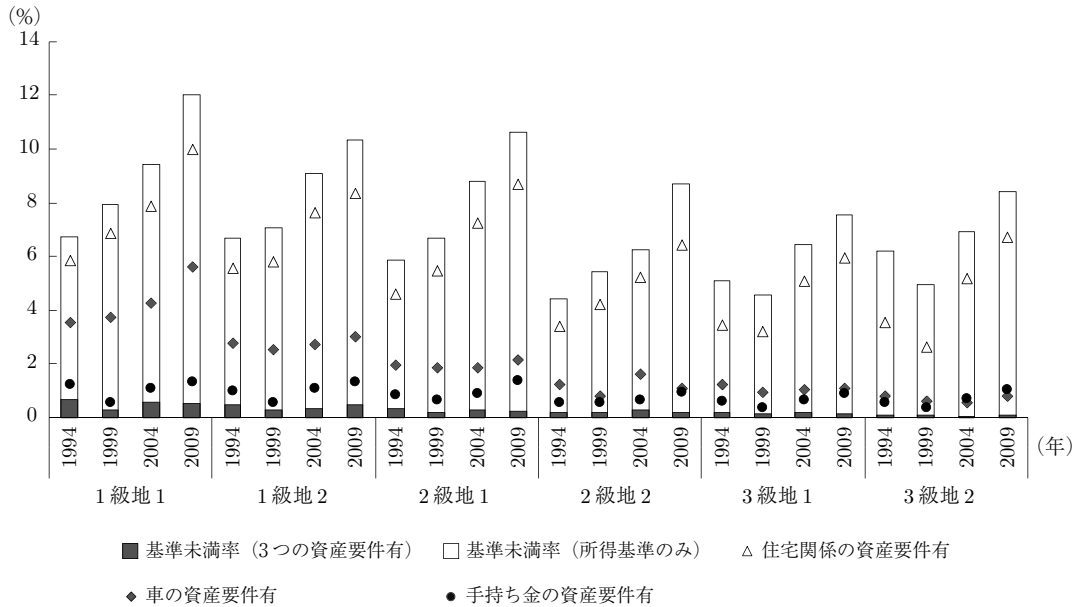
(18) なお、級地別保護率は総務省『国勢調査』および厚生労働省『全国被保護者一斉調査』等からの作成が困難であるため、示していない。

図 8a 級地別基準未満率の変動（当該年度基準）



出所：図 3 に同じ。

図 8b 級地別基準未満率の変動（94 年度基準）



出所：図 3 に同じ。

が最も高く、全体平均のおよそ倍程度となっている。

それぞれの資産要件別にみると、車の資産要件は級地ごとに異なった傾向であることが分かる。

1 級地においては、車の資産要件を考慮した基準未満率は所得基準のみと比較して半分程度となっており、手持ち金の資産要件のほうが低所得者にとってより厳しい要件となっている。一方で、3 級地 2 においては、車の資産要件が手持ち金の資産要件と同程度の効果を持っていることが分かる。3 級地の自治体は、車が日常生活を送る上での必需的な移動手段になっており、車を保有していることによって最低限度以上の資産を保有しているとみなされる世帯は相対的に多くなっていることが分かる。

5. おわりに

本稿では、総務省『全国消費実態調査』の個票データを用いて、生活保護の最低生活費と資産要件から、低所得と資産保有の関係とその変動について検証した。主な生活保護における資産要件として、ローン付き住宅、車、手持ち金をあげることができる。生活保護では世帯所得が基準未満であったとしても、これらの資産要件を満たさないと困窮している世帯とはみなされ⁽¹⁹⁾ない。そこで、本稿では資産まで考慮した生活保護基準による貧困の上昇について分析を行い、保護率との関係についての考察も行った。本稿の分析から得られた知見を改めて述べれば、次の 3 つに要約される。

第 1 に、貧困率は、生活保護基準を用いても相対的貧困基準を用いても 1994 年からの 15 年間で上昇していることが分かった。しかしながら、1994 年時点では相対的貧困基準を用いたほうが高かったが、2004 年以降は大小関係が逆転し、生活保護基準のほうが高くなる。これは、平均的な世帯所得が低下するのに伴い相対的貧困基準が低下したことによる。ただし、生活保護基準も改定により若干低下しており、1994 年度基準に固定した生活保護基準未満率は、1999 年以降、当該年度基準のものより高い水準となる。

第 2 に、生活保護基準未満率は、所得基準のみでみた場合 1994 年からの 15 年間でおよそ 6%ポイントほど上昇していたが、資産要件として、ローン付き住宅、車、手持ち金の全てを考慮して測定すると 0.3%程度で、この間の変動はほとんどなかった。同期間において所得基準のみによる基準未満率は、6%ポイント上昇したにもかかわらず、実際の保護率は 1%ポイント程度の上昇にとどまっており、所得が最低生活費以下であっても、手持ち金や車の保有により生活保護の対象とならない世帯が、過去 15 年間で大きく増加していた。

第 3 に、資産要件を考慮した生活保護基準未満率の状況は、世帯の属性や地域によって異なることが分かった。高齢者世帯や単身世帯では、手持ち金の資産要件により基準未満率が大幅に低下する一方で、多人数世帯や 3 級地では車の資産要件による基準未満率の低下が大きい。換言すれば、

(19) 繰り返しになるが、金銭的な要件 (= 所得、資産) を満たしても、就労要件等があるため、必ずしも生活保護が適用されるとは限らない。

付表 世帯属性別および地域別のサンプルサイズ・世帯可処分所得・平均世帯人員

年	1994			1999			2004			2009		
	N	世帯可処分所得(万円)	平均世帯人員	N	世帯可処分所得(万円)	平均世帯人員	N	世帯可処分所得(万円)	平均世帯人員	N	世帯可処分所得(万円)	平均世帯人員
世帯類型別												
高齢者世帯	4,527	306.3	1.5	6,181	329.8	1.5	7,606	325.2	1.5	8,864	303.3	1.5
母子世帯	483	320.0	2.8	524	285.8	2.8	558	263.9	2.7	606	245.1	2.8
世帯人員別												
1人世帯	4,190	285.7	1.0	4,313	296.4	1.0	4,170	281.3	1.0	3,461	260.8	1.0
2人世帯	13,872	512.0	2.0	15,747	508.7	2.0	16,538	474.4	2.0	17,317	438.3	2.0
3人世帯	11,450	644.0	3.0	11,826	639.6	3.0	11,736	584.2	3.0	11,260	555.5	3.0
4人世帯	14,641	693.9	4.0	12,857	691.8	4.0	11,360	644.0	4.0	10,693	609.2	4.0
5人以上世帯	12,256	778.4	5.5	9,809	792.7	5.5	7,728	729.2	5.4	5,944	674.0	5.4
級地別												
1級地 1	9,674	564.0	2.6	9,070	540.3	2.5	8,367	504.0	2.4	7,043	460.4	2.3
1級地 2	6,428	542.7	2.7	6,314	535.6	2.6	5,880	474.7	2.4	5,547	448.8	2.4
2級地 1	13,574	538.9	2.7	12,933	527.5	2.6	12,014	473.2	2.5	12,251	446.9	2.5
2級地 2	3,001	547.1	2.8	2,859	536.3	2.7	2,910	488.1	2.5	3,179	456.5	2.6
3級地 1	13,329	567.0	3.1	13,857	566.4	2.9	13,135	504.3	2.8	13,471	461.2	2.7
3級地 2	10,403	580.9	3.6	9,519	595.4	3.4	9,226	540.5	3.3	7,184	470.5	3.0
計	56,409	558.4	2.9	54,552	549.5	2.7	51,532	497.7	2.6	48,675	456.9	2.5

出所：図3に同じ

手持ち金の資産要件を緩めた場合、高齢者世帯や単身世帯の被保護世帯が増える可能性がある。他方で、車保有の資産要件を緩めると、3級地の被保護世帯が増える可能性がある。このように、仮に資産要件を緩めたとしても、保護率への影響は世帯や級地によって異なるであろう。

最後に本稿の課題として、次の点をあげられる。1994年からの15年間で、資産を考慮した基準未満率はほぼ横ばいであることを指摘したが、この間実際の保護率は上昇していた。所得基準のみによる基準未満率は上昇しているものの、実際の運用により近いと考えられる資産を考慮した基準未満率と現実の保護率の動向に差が生じてしまっている。このような差は、稼働能力や親族扶養などの生活保護における要件が運用面で変化していることなどが理由として考えられるだろう。⁽²⁰⁾

また、高齢者世帯については、所得基準のみの基準未満率が低下しているにもかかわらず、逆に実際の保護率が上昇している。親族扶養は生活保護に「優先」とされるが、その親族扶養が困難となる低所得の高齢者が増加することで、高齢者の保護率が上昇した可能性が指摘できるだろう。

したがって、今後は、稼働能力や親族扶養などの変化や制度運用面での変化が保護率に与える影響が検証課題になるだろう。

(20) 例えば、厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて(2006年3月30日社援保発第0330001号)」は、生活保護の申請を受け付けない「水際作戦」などの運用に対し、生活保護法の求めているところに沿った対応を求めるものであったとされる(内田2014)。

参 考 文 献

- 岩田正美 (2004) 「デフレ不況下の「貧困の経験」 樋口美雄・太田清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況』日本経済新聞出版社, pp. 203-233. [Iwata, Masami (2004) “Defure Fukyoka no ‘Hinkon no Keiken,’” Yoshio Higuchi, Kiyoshi Ota, Kakei Keizai Kenkyujo hen, *Joseitachi no Heisei Fukyo*, Nikkei Publishing, pp. 203-233. (in Japanese)]
- 内田充範 (2014) 「生活保護の適正な運用とは何か—厚生労働省通知の変遷から」『中国・四国社会福祉研究』第3号, pp. 1-11. [Uchida, Mitsunori (2014) “Seikatsu Hogo no Tekiseina Unyo towa Nanika: Koseirodoshō Tsuchi no Hensen kara,” *Chugoku・Shikoku Shakai Fukushi Kenkyu*, No.3, pp. 1-11. (in Japanese)]
- 大沢真理 (2014) 『生活保障のガバナンス—ジェンダーとお金の流れで読み解く』有斐閣. [Osawa, Mari (2014) *Seikatsu Hoshō no Governance: Gender to Okane no Nagare de Yomitoku*, Yuhikaku. (in Japanese)]
- 小川浩 (2000) 「貧困世帯の現状—日英比較」『経済研究』Vol.51, No.3, pp. 220-231. [Ogawa, Hiroshi (2000) “Hinkon Setai no Genjo: Nichi-Ei Hikaku,” *Keizai Kenkyu*, Vol.51, No.3, pp. 220-231. (in Japanese)]
- 籠山京 (1970) 『低所得層と被保護層』ミネルヴァ書房. [Kagoyama, Takashi (1970) *Teishotokuso to Hihogoso*, Minerva Shobo. (in Japanese)]
- 金持伸子 (1994) 「生活問題研究と分析の方法—名古屋南部での調査を素材として」『生活問題研究』第4号, pp. 11-48. [Kanaji, Nobuko (1994) “Seikatsu Mondai Kenkyu to Bunseki no Hoho: Nagoya Nanbu deno Chosa wo Sozai toshite,” *Seikatsu Mondai Kenkyu*, No.4, pp. 11-48. (in Japanese)]
- 厚生労働省 (2010) 「生活保護基準未満の低所得世帯数の推計について」(第8回ナショナルミニマム研究会資料3-1 (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/04/dl/s0409-2d.pdf> 最終閲覧日: 2015年9月22日)). [Koseirodoshō (2010) “Seikatsu Hogo Kijun Miman no Teishotoku Setaisu no Suikei ni tsuite” (Dai 8 kai National Minimum Kenkyukai Shiryo3-1 (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/04/dl/s0409-2d.pdf>, access: 2015.9.22)) (in Japanese)]
- 厚生労働省社会・援護局保護課 (2015) 『平成25年度被保護者調査』. [Koseirodoshō Shakai・Engokyoku Hogoka (2015) *Heisei 25nendo Hihogoshā Chosa*. (in Japanese)]
- 後藤道夫 (2008) 「貧困急増の実態とその背景—いくつかの統計資料」『貧困研究』Vol.1, pp. 120-127. [Goto, Michio (2008) “Hinkon Kyuzo no Jittai to sono Haikai: Ikutsuka no Tokei Shiryo,” *Hinkon Kenkyu*, Vol.1, pp. 120-127. (in Japanese)]
- 駒村康平 (2003) 「低所得世帯の推計と生活保護」『三田商学研究』第46巻第3号, pp. 107-126. [Komamura, Kohei (2003) “Teishotoku Setai no Suikei to Seikatsu Hogo,” *Mita Shogaku Kenkyu*, Vol.46, No.3, pp. 107-126. (in Japanese)]
- 駒村康平・渡辺久里子・田中聡一郎・四方理人 (2017) 「日本の所得格差と貧困—『全国消費実態調査』(1994-2009)を用いた検証」『Keio-IES Discussion Paper Series』2017-013. [Komamura, Kohei, Kuriko Watanabe, Soichiro Tanaka, and Masato Shikata (2017) “Nihon no Shotoku Kakusa to Hinkon: Zenkoku Shohi Jittai Chosa (1994-2009) wo Mochiita Kensho,” *Keio-IES Discussion Paper Series* 2017-013. (in Japanese)]
- 四方理人 (2015) 「所得格差の研究動向—所得格差と人口高齢化を中心として」『貧困研究』Vol.14, pp. 47-63. [Shikata, Masato (2015) “Shotoku Kakusa no Kenkyu Doko: Shotoku Kakusa to Jinko Koreika wo Chushin tosite,” *Hinkon Kenkyu*, Vol.14, pp. 47-63. (in Japanese)]
- 杉村宏 (1997) 「わが国における低所得・貧困問題」庄司洋子・杉村宏・藤村正之編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣. [Sugimura, Hiroshi (1997) “Waga Kuni ni okeru Teishotoku・Hinkon Mondai,” *Yoko Shoji*,

- Hiroshi Sugimura, and Masayuki Fujimura, hen, *Hinkon・Fubyodo to Shakai Fukushi*, Yuhikaku. (in Japanese)]
- 生活保護手帳別冊問答集編集委員会 (2009)『生活保護手帳別冊問答集 2009』中央法規。[Seikatsu Hogo Techo Bessatsu Mondoshu Henshu Iinkai (2009) *Seikatsu Hogo Techo Bessatsu Mondoshu 2009*, Chuohoki. (in Japanese)]
- 生活保護手帳編集委員会 (2009)『生活保護手帳 2009 年度版』中央法規。[Seikatsu Hogo Techo Henshu Iinkai (2009) *Seikatsu Hogo Techo 2009nendoban*, Chuohoki. (in Japanese)]
- 曾原利満 (1985)「低所得世帯と生活保護」社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』pp.183–200。[Sone, Toshimitsu (1985) “Teishotoku Setai to Seikatsu Hogo,” *Shakai Hoshō Kenkyūjo*, hen, *Fukushi Seisaku no Kihon Mondai*, pp.183–200. (in Japanese)]
- 橋本俊昭・浦川邦夫 (2006)『日本の貧困研究』東京大学出版会。[Tachibanaki, Toshiaki, and Kunio Urakawa (2006) *Nihon no Hinkon Kenkyū*, University of Tokyo Press. (in Japanese)]
- 田中聡一郎・四方理人・駒村康平 (2013)「高齢者の税・社会保障負担の分析—『全国消費実態調査』の個票データを用いて」『フィナンシャル・レビュー』Vol.115, pp.117–133。[Tanaka, Soichiro, Masato Shikata, and Kohei Komamura (2013) “Koreisha no Zei・Shakai Hoshō Futan no Bunseki: *Zenkoku Shohi Jittai Chosa no Kohyo Data wo Mochiite*,” *Financial Review*, Vol.115, pp.117–133. (in Japanese)]
- 戸室健作 (2013)「近年における都道府県別貧困率の推移について—ワーキングプアを中心に」『山形大学紀要 (社会科学)』第 43 巻第 2 号, pp.35–92。[Tomuro, Kensaku (2013) “Kinnen ni okeru Todofukenbetsu Hinkonritsu no Suii ni tsuite: Working Poor wo Chushin ni,” *Yamagata Daigaku Kiyo (Shakai Kagaku)*, Vol.43, No.2, pp.35–92. (in Japanese)]
- 中川清 (2002)「生活保護の対象と貧困問題の変化」『社会福祉研究』第 83 号, pp.32–42。[Nakagawa, Kiyoshi (2002) “Seikatsu Hogo no Taisho to Hinkon Mondai no Henka,” *Shakai Fukushi Kenkyū*, No.83, pp.32–42. (in Japanese)]
- 西崎文平・山田泰・安藤栄祐 (1998)「日本の所得格差—国際比較の視点から」『経済分析—経済研究の視点シリーズ』11。[Nishizaki, Fumihira, Yasushi Yamada, and Eisuke Ando (1998) “Nihon no Shotoku Kakusa: Kokusai Hikaku no Shiten kara,” *Keizai Bunseki: Keizai Kenkyū no Shiten Series 11*. (in Japanese)]
- 濱本知寿香 (2005)「収入からみた貧困の分布とダイナミックス—パネル調査にみる貧困変動」岩田正美・西澤晃彦編『貧困と社会的排除—福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房, pp.71–93。[Hamamoto, Chizuka (2005) “Shunyu kara Mita Hinkon no Bunpu to Dynamics: Panel Chosa ni Miru Hinkon Hendo,” Masami Iwata, and Akihiko Nishizawa, hen, *Hinkon to Shakaiteki Haijo: Fukushi Shakai wo Mushibamu Mono*, Minerva Shobo, pp.71–93. (in Japanese)]
- 舟岡忠雄 (2011)「日本の所得格差についての検討」『経済研究』Vol. 52, No. 2, pp.117–131。[Funaoka, Tadao (2011) “Nihon no Shotoku Kakusa ni tsuite no Kento,” *Keizai Kenkyū*, Vol.52, No.2, pp.117–131. (in Japanese)]
- 星野信也 (1995)「福祉国家中流階層化に取り残された社会福祉—全国消費実態調査のデータ分析 (1)」『人文学報 社会福祉学』第 11 号, pp.23–85。[Hoshino, Shinya (1995) “Fukushi Kokka Churyu Kaisoka ni Torinokosareta Shakai Fukushi: *Zenkoku Shohi Jittai Chosa no Data Bunseki (1)*,” *Jimbun Gakuho: Shakai Hukushigaku*, No.11, pp.23–85. (in Japanese)]
- (1996)「わが国における貧困と不平等の測定—全国消費実態調査のデータ分析」『大原社会問題研究所雑誌』No.446, pp.19–33。[Hoshino, Shinya (1996) “Waga Kuni ni okeru Hinkon to Fubyodo no Sokutei: *Zenkoku Shohi Jittai Chosa no Data Bunseki*,” *Ohara Shakai Mondai Kenkyūjo Zasshi*, No.446, pp.19–33. (in Japanese)]
- 山田篤裕 (2000)「社会保障制度の安全網と高齢者の経済的地位」国立社会保障・人口問題研究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』東京大学出版会, pp.199–226。[Yamada, Atsuhiko (2000) “Shakai Hoshō

Seido no Anzenmo to Koreisha no Keizaiteki Chii,” Kokuritsu Shakai Hoshō · Jinko Mondai Kenkyūjo, hen, *Kazoku · Setai no Henyo to Seikatsu Hoshō Kino*, University of Tokyo Press, pp. 199–226. (in Japanese)]

山田篤裕・駒村康平・四方理人・田中聡一郎 (2011) 「資産の考慮による要保護世帯率の変動」『三田学会雑誌』第 103 巻第 4 号, pp. 5–18. [Yamada, Atsuhiko, Kohei Komamura, Masato Shikata, and Soichiro Tanaka (2011) “Shisan no Koryo ni yoru Yohogo Setairitsu no Hendo,” *Mita Gakkai Zasshi*, Vol.103, No.4, pp. 5–18. (in Japanese)]

要旨: 本稿では、総務省『全国消費実態調査』の個票データから、所得と資産が生活保護基準未満である世帯について分析を行った。その結果、1994 年から 2009 年にかけて、所得から測った基準未満率は大きく上昇し、相対的貧困率を上回るようになっていたことが分かった。一方、実際の生活保護の運用により近いと考えられる資産を考慮した基準未満率の変動は小さく、低い水準にとどまっている。このことから所得が最低生活費以下であっても、手持ち金や車の保有によって生活保護の対象とならない世帯が、過去 15 年間で増加していることが示唆された。

キーワード: 生活保護, 最低生活費, 資産保有, 貧困率